

電子債権記録機関の実務を踏まえた
「発行日決済取引の委託についての約諾書」等の
一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 発行日決済取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. 信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表 | 2 |
| 3. 先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表 | 3 |

発行日決済取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
(期限の利益の喪失)	(期限の利益の喪失)
第1条 ① 私が次に掲げる事項の一に該当したときは、貴社から通知、催告等がなくても、貴社に対する発行日決済取引にかかるすべての債務について、当然期限の利益を失ない、ただちに弁済すること。 (1)～(3) (略) (4) <u>手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分があったとき</u>	第1条 ① 私が次に掲げる事項の一に該当したときは、貴社から通知、催告等がなくても、貴社に対する発行日決済取引にかかるすべての債務について、当然期限の利益を失ない、ただちに弁済すること。 (1)～(3) (略) (4) 手形交換所の取引停止処分があつたとき
② (略)	② (略)
付 則 この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。	

信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第8条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する信用取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第8条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する信用取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。</p>	

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
(期限の利益の喪失)	(期限の利益の喪失)
第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴から通知、催告等がなくても貴に対する先物・オプション取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。	第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴から通知、催告等がなくても貴に対する先物・オプション取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。	(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
(3)～(6) (略)	(3)～(6) (略)
2 (略)	2 (略)
付 則	
この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。	